

核ドクトリン:先制不使用(NFU)と「唯一の目的」宣言 (仮訳)

2009年4月のプラハ演説において、オバマ大統領が誓約した数の上での核兵器削減と等しく重要であったのが、「冷戦思考に終止符を打つために、我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させるとともに、他国にも同様の行動をとるよう要請する」との大統領の言明であった。核武装国の現在の姿勢にさまざまな相違がある中で、核ドクトリン(例えば、いかに核兵器を使用するか)についてそれら国家間で共通の基盤を確立することは非常に困難であり、そのプロセスは我々の設定した「中期」の時間枠にまで及ぶであろうと思われる。

しかし、国家の防衛および安全保障システムにおける核兵器の重要性を目に見える形で低下させるドクトリンの宣言に向かうといった重要な初期行動は、(そのような宣言に完全に沿い、信頼を増大させるような、核兵器の保管場所や取り扱い等の物理的対策とともに)、たとえそれが米国一国であろうとも、2010年NPT再検討会議とその先へ向けて軍縮の気運を増大させ、ひいては核不拡散努力にとっても極めて重要な起爆剤となる。

「唯一の目的」と「先制不使用」

核兵器が究極的に廃絶されるまでの期間、ドクトリンに関し、委員会にとっての好ましい姿勢とは、すべての核武装国が明確かつ後戻りできない「先制不使用」宣言を行うことである。これは、自国が、核をもついかなる敵に対しても核兵器を予防的あるいは先制的に使用しないことを誓約し、自国あるいは同盟国に対する核攻撃に続く報復の手段としてのみ核兵器の使用あるいは使用の威嚇を行うことを可能とするものである。しかし、ソ連による冷戦時代の「先制不使用」の誓約に対して、世界はこれを単なる宣伝行為に過ぎないと皮肉視し、ほぼ一蹴してきた。また、中国とインドは同宣言を継続しているが、これも警戒心をもって受け止められている。こうした現実に対して我々は、まず手始めとしては本質的には同じ考え方ではあるが異なる表現を使うことで解決しようと考えた。それは、「核兵器保有の唯一の目的は、核兵器が自国ないし自国の同盟国に対して使用されることを抑止することにある」という趣旨の宣言をすることである。

このような宣言の影響を受ける国家が安全保障上の懸念をもつことは妥当であり、それは十分に考慮されなければならない。我々はこれがとりわけいくつかの米同盟国にとって機微な問題であると認識しているが、セクション6でも議論されているように、米政府が「唯一の目的」ドクトリンを受け入れれば米国の核抑止力が弱まる、あるいは弱まったとの認識をもたれなければならない根拠はない。しかし、それらの同盟国が、化学・生物兵器を筆頭とする他の要因によって容認できない危険にさらされることないよう、十分に確固たる保証が供与されることが重要である。この文脈において、化学兵器禁止条約および生物兵器禁止条約に対する普遍的遵守を促進し、後者について遵守を確実にするより効果的な手段を開発するための確固たる努力を継続することが肝要である。

核武装国の大半が現在とっている態度は、「唯一の目的」とも「先制不使用」ともいくらか異なるものである。現在の米戦略は、ロシアと中国、そしてはっきりといくつかの「ならずもの国家」に焦点を当てた米国防総省のOPLAN 8010-08(作戦計画、グローバルな抑止および攻撃、2008)に基づいている。これは、ジョージ・W・ブッシュ政権が2001年初頭に行った前回の核態勢見直しがそうであるように、核・非核の両方でのさまざまな不慮の事態といった脅威に対して核兵器使用を想定しつつ、戦略攻撃オプションとしての核・通常総力の大幅な柔軟性を提供するものである。この例はロシアによって踏襲された。ソ連時代の先制不使用政策を1993年に撤回したことを2000年から2001年にかけて確認した上で、ロシア政府は、現在、自国に安全をもたらす核兵器の死活的役割を強調している。同国の軍事ドクトリンは、米国との均衡を維持するとともに、「いかなる敵に対しても指定された(計画された)レベルの損害を与える」能力を備えた核抑止力を維持するよう求めている。その攻撃計画は、「決意の表明」または「敵の攻撃規模を下げる」こと

を目的として、戦略的戦力を「管理の下で戦闘使用」する可能性について定めており、特定の戦闘任務をもっているといえる。米国およびロシアの柔軟な攻撃オプションの大半は、核兵器の先制使用を含んでいる。

全体として見れば、8つの核武装国（現在論じていることの目的からは北朝鮮は除外する。とりわけ同国が立場を公式にしていなかったためである）が公にしている現在の核態勢は、次のように要約できる。これらの国々のすべてが、自国領域への核攻撃に対する報復として核兵器使用を想定している。同盟国と海外駐留軍を有する国はすべて、それらへの核攻撃に対する報復として核兵器使用を想定している。中国を除くすべての国は、化学あるいは生物兵器による攻撃に対する報復として核兵器の先制使用オプションを保持している。中国とインドを除くすべての国は、国家安全保障を死活的に危険にさらすような、自国あるいは同盟国に対する圧倒的な通常兵力での攻撃に対する報復として核兵器の先制使用を想定している。さらには、中国とインドを除くすべての国は、大量破壊兵器の運搬可能なミサイルあるいは他の運搬システムによる攻撃に対する先制あるいは予防として核兵器使用に踏み切る可能性もあるとしている。

もしNPT下の5核兵器国、さらには核武装国全体において、軍縮の誓約が誠実に受け止められ始めているのであれば、その第一歩として、先制不使用態勢を未だ採用していない国々が少なくとも「唯一の目的」宣言に向かうこと、また、その宣言を世界の他の国々にとって信頼に値するようなものにすることが極めて重要である。米国には、公式な宣言を行う側としての重要な主導的役割がかかっている。上述したように、オバマ大統領が「我々の国家安全保障戦略における核兵器の役割を低下させる」努力をはっきりと誓約したことを受けて、2010年初頭に完成予定の新たな核態勢見直しが注視されている。もし大統領が少なくとも「唯一の目的」態勢を受け入れることであれば、これはこの方面においての極めて重要な貢献となるだろう。これは、他の核武装国に対し自国の態勢をもっと前向きに変化させるよう強固な圧力を加え、二重基準を理由に2010NPT再検討会議で不拡散体制の強化を支持することに消極的な姿勢の国々に対して誠意を示す重要な機会となる。

勧告（※訳注【】は原文の勧告番号）:

- 核兵器が究極的に廃絶されるまでの間、すべての核武装国は、明確な「先制不使用」宣言を行い、核をもっている可能性のあるいかなる敵に対しても予防的あるいは先制的に核兵器を使用しないと誓約するとともに、自国あるいは同盟国への核攻撃に続く報復手段としてのみ、それらの兵器の使用もしくは使用の威嚇を行いうるとしなければならない。【勧告 49】
- 現段階においてそのような宣言を行う準備がない場合、すべての核武装国は、そのような兵器が完全に廃棄されるときが来るまでの間、少なくとも、核兵器保有の「唯一の目的」は自国あるいはその同盟国に対してそのような兵器が使用されることを抑止することにあるという原則を受け入れるべきである。【勧告 50】
- 現在、拡大抑止力の恩恵にあずかっており、問題となる同盟国については、それらの国が生物・化学兵器を筆頭に他の要因による許容できない危険にさらされることのないよう確固たる保証が供与されなければならない。この文脈において、生物兵器禁止条約および化学兵器禁止条約の普遍的遵守を促進し、前者の遵守を確実なものとする一層効果的な方法を生み出す確固たる努力が継続されなければならない。【勧告 51】
- とりわけ重要なのは、少なくとも「唯一の目的」声明が2010年初期に公表が予定されている米「核態勢見直し」に盛り込まれることである。これは、他の核武装国を一層積極的に向かわせる圧力となり、2010NPT再検討会議での「二重基準」議論を軽減させることになる。【勧告 52】